

広告審査会レポート

日本一般用医薬品連合会・広告審査会 編集／発行

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1-8-15（イトーピア岩本町一丁目ビル4階） TEL. 03 (3865) 4911

発行 平成27.12.4

第246回 広告審査会

日 時 平成27年8月18日(火) 14:00～17:00

場 所 日本OTC医薬品協会 第一会議室

審査委員 (第三者委員) 亀井昭宏、古澤康秀、堀美智子、瀧澤晶子
(委員) 梅岡久、関口和伴、栗田宏一、武田一樹、大村忠仁、
脇本貴司、古家孝之、加藤景紹、数野哲、上村浩

審査対象	テレビ広告	52素材	} 合計83素材
	新聞・雑誌広告	30素材	
	WEB広告	1素材	

審査対象期間 テレビ広告 平成27年5月30日～平成27年7月17日

新聞・雑誌広告 平成27年6月1日～平成27年7月31日

審 査 概 評

第三者委員（審査委員長） 亀井 昭宏

2014年4月に当広告審査会の所管が日本OTC医薬品協会から日本一般用医薬品連合会へ移行される直前の2013年10月に、これまでとは大きく変更された新しい審査方式による広告審査が始まって既に2年弱が経過しているが、今回の第246回審査会において、新運営方式の一項として規定されていたものの、これまで発生したことがなかった「委員長裁決」という事態が初めて生じたので、これについて若干の経緯のご説明とその際の私見について述べさせて頂くことにしたい。

審議の対象となったのは鎮痛用貼り薬のWeb広告（HPのトップ画面）で、コピー中の「医療用と同じ有効成分」というブランド名の前に付されたぶら下がりの表現についてであった。『OTC医薬品等の適正広告基準』の「5. OTC医薬品等の成分及びその分量又は本質についての表現の範囲」の第10項「いわゆるスイッチ等に関わる広告表現について」の①には、次のような規定が存在している。

「申請区分(4)により承認取得した製品は、下記の事例の範囲内で発売後3年間に限ってその表現を行うことができる。なお、既に他社から発売されている場合は、先発品が発売されてから3年以内であれば、その期間内で同様の表現が認められる。ただし、「初めて」については、発売後6ヶ月の範囲内で使用できる。

【表現できる例】

申請区分(4)：新一般用有効成分医薬品（いわゆるスイッチOTC）

「スイッチOTC」「スイッチOTC医薬品」「医療用と同じ成分を初めて配合」

「医療用成分を配合しました」「医療用成分をOTC医薬品の〇〇に初めて配合」

この製品の場合、明らかに発売後3年以上が経過していることからすれば、『ガイドライン』上では「不適正」と判断されるべき広告案件であることは自明であろう。ただし、この『ガイドライン』上の規定はあくまで自主的な判断・行動基準としての「ガイドライン」であり、『医薬品等適正広告』上には関連する規定は全く存在していないのである。

2013年から始まった新方式の広告審査会においては、基本的に『医薬品等適正広告基準』に則った審査を行うことに改訂され、「不適正」という判定が下された場合にのみ、その判断の参考的根拠として『OTC医薬品等の広告ガイドライン』のどの項目に該当しているかを付記することとされてこれまで審査（議）が行われてきた。こうした新しい審査方式からすれば、今回審査の対象とされた広告案件を「不適正」と判定することは明らかに不適切かつ不当ということになり、この点についての判断で委員間の意見が真っ二つ（出席委員14名による裁決で7対7）に割れてしまったのである。その結果、冒頭に述べた通り初めての「委員長裁決」ということになり、僭越ながら私の判断により「不適正」との結論とさせて頂くこととなったのである。

私個人が「不適正」と判断した理由は、以下の通りである。

- ① 『適正広告基準』と『ガイドライン』の間に矛盾があり、判断の根拠を『適正広告基準』に置くとする運営方式からすると、審査対象の広告案件を「不適正」とすることは適切ではないかもしれない。だからと言って「適正」という結論することによって、この商品と同

様な医療用と同じ有効成分を有するすべての医薬品について今後同じように表現ができるようになることは、返って一般用医薬品の広告のあり方についてこれまでにはない大きな混乱と問題を生じさせることになりかねないのではないかと。『ガイドライン』の再検討という問題を後回しにしても、むしろ『ガイドライン』中のその規定の制定の精神が当面は生かされるべきなのではないかと考えた次第である。

- ② 同時期にオン・エアされていた同一製品のテレビCM中には、審議の対象とされた表現（文言）は含まれていなかったことからすると、同製品の広告主はダブル・スタンダードの広告展開を行っておられるのではないかと推測される。もしもそうであれば、『ガイドライン』の検討が今後進められ、より精度の高いものへと改訂されるまで、これまで業界を挙げて守ってきた自主的な行動規範をこれまでと同様ぜひ遵守して頂くようお願いしたい、と切に感じた次第であった。

今回の審査でもう1件ご報告すべきことがあった。それは、広告表現中に「治療」という言葉が使用されていた広告について、前回の第245回の審査会で「不適正」と判断されたことに対する該当広告主からの反論と再審査の依頼があった件である。広告主の担当責任者の方からは、「治療」という言葉の意味に関しての各種辞典からの引用や、『医薬品医療器具等法（旧薬事法）』の条文を提示されるなど、懇切かつ丁寧な反論をお寄せいただき、まことに恐縮の限りであった。

確かに「治療」という言葉には、反論書中にご説明いただいたような広い意味が含まれている可能性があるとしても、一般消費者の感覚からすると「緩和」「治癒」「回復」と「治療」とは明らかに意味上の差があるように思われ、委員の間で再び活発な論議の応酬がなされた。そして、再裁決の結果は、残念ながら前回の裁決の結果よりも「不適正」票が増え、まことに遺憾ながら前回の審議結果の覆りとはならなかったことをご報告しておく。

以上の、今回の審査会の私の「審査概評」をお目通し下さった方々が既にお気づきのように、審査方式に必ずしも完璧な整合性が確保されていないこと等の問題もあって、審査対象のすべての広告案件を一律に「適正」ないしは「不適正」の2種類に結論づける現行の審査のやり方は、私個人的にはやや無理ないしは限界があるように思えてならないのである。付随する問題があつて、それを検討する必要がある場合や、「適正」とは言い切れないものの「不適正」でもないが、ぜひ修正の工夫などの配慮を該当広告主をお願いしたい場合など、いわゆる「検討」ないしは「話題」的なカテゴリーがあればもっと審査（議）を有意義なものとするように思われてならないのである。広告委員会の皆様を始め、本連合会の役員並びに関係者の方々のご配慮を切望したい。

以上

審査結果

●テレビ広告

(再審議)

・内服アレルギー用薬

指摘箇所：「飲む治療薬」の表現

見 解：＜不適正＞

承認・許可された効能効果が、「緩和効能のみ」の場合は、あくまでも緩和であるところから、『治す』は「不適正」とし、『効く』に留めることとしている。

(平成 26 年 9 月 5 日 OTC 薬協発第 3539 号)

[基準 3(1)]

・乗物酔い薬

指摘箇所：「男性が車の運転前に服用していること」の表現

見 解：＜不適正＞

使用上の注意で「してはいけないこと」に、服用後乗り物、機械類の運転操作が規定されている。

[基準 2, 3(4)]

●WEB 広告

・外用鎮痛・消炎薬

指摘箇所：「医療用と同じ有効成分」という表現

見 解：＜不適正＞

適正広告ガイドライン 5(10)において発売後 3 年に限ることと記されている。

[基準 3(4)]

TV CM
審査対象リスト

広告主	商品名	秒数	広告主	商品名	秒数
佐藤製薬	ユンケル 黄帝液	15	ロート製薬	ロートジ - b c p	15
武田薬品	アリナミンEXプラス	15	参天製薬	新サンテドウa (サンテドウプラスEアルファ)	15
武田薬品	アリナミンEXプラス	15	武田薬品	マイティアCL (クール・クールHi) 35th	15
武田薬品	アリナミンEXプラス	15	太田胃散	太田胃散 整腸薬	30
エスエス製薬	エスカップ (エスカップE)	30	キンカン	キンカン	15
大正製薬	リポビタンD トライ&チャージcp P ~8/31	15	ノバルティスファーマ	ボルタレンEX テープ	15
大正製薬	リポビタンD	30	興和新薬	バンテリンコーワ {クリーミゲルEX}	15
大正製薬	リポビタン {D・ファイン} P cp ~8/31	30	小林製薬	ラナケインS	15
大正製薬	リポビタンファイン	30	小林製薬	アセモアパウダージェル	15
大鵬薬品工業	チオビタドリンク	30	池田模範堂	ボケムビ ハロ-キテイ 招待 P cp ~6/30	60
大鵬薬品工業	チオビタゴールドa (チオビタゴールド)	15	田辺三菱製薬	フルコート F 軟膏	30
大鵬薬品工業	チオビタゴールドa (チオビタゴールド)	15	田辺三菱製薬	コート f {AT軟膏・MD}	15
武田薬品	アリナミンV	15	ライオン	エキセドリンLOX	60
武田薬品	アリナミン {V・R-Off}	15	ライオン	エキセドリンLOX	60
武田薬品	アリナミンゼロ7 (アリナミン7)	15	ライオン	エキセドリンLOX	60
太田胃散	太田胃散 A 錠剤	30	ライオン	エキセドリンLOX	60
大幸薬品	正露丸 {糖衣 A}	15	ライオン	エキセドリンLOX	60
第一三共ヘルスケア	第一三共胃腸薬プラス 細粒	15	救心製薬	救心	30
エスエス製薬	イブ A 錠	15	小林製薬	ファイチ	15
ライオン	バファリンルナ i P	30	浅田 飴	トラベロップQQ {S・G}	15
第一三共ヘルスケア	ロキソニンSプラス	15	全薬工業	アロパノール内服液 (顆粒・錠剤)	30
ライオン	スマイル40メディクリア	60	大正製薬	リアップ X 5	30
ライオン	スマイル40メディクリア	60	第一三共ヘルスケア	カロヤンプログレEX	30
ライオン	スマイル40メディクリア	60	第一三共ヘルスケア	カロヤンプログレEX {O・D}	30
ライオン	スマイル40メディクリア	60	養命酒製造	養命酒	15
ライオン	スマイル40メディクリア	60	養命酒製造	養命酒	15

新聞広告
審査対象リスト

広告主	商品名	媒体名	広告主	商品名	媒体名
山崎帝国堂	毒掃丸	朝日新聞	再春館製薬所	痛散湯	日経新聞
武田薬品工業	アリナミンVDRINK	読売新聞	大正製薬	リポビタミン総合	朝日新聞
武田薬品工業	アリナミンVDRINK	日経新聞	興和	新キャベ2コーワ	日経新聞
再春館製薬所	痛散湯	読売新聞	富山常備薬グループ	アロエ錠スルー	朝日新聞
興和	キューピーコーワコンドロイザー	朝日新聞	興和	バンテリンコーワEX総合	読売新聞
救心製薬	救心	朝日新聞	興和	キューピーコーワiプラス	朝日新聞
救心製薬	救心	読売新聞	富山常備薬グループ	キミエホホワイト	朝日新聞
大正製薬	ダマリン総合	日経新聞	富山常備薬グループ	アロエ錠スルー	朝日新聞
富山常備薬グループ	リョウシンJ V錠	朝日新聞	富山常備薬グループ	キミエホホワイト	朝日新聞
富山常備薬グループ	アロエ錠スルー	読売新聞	久光製薬	エアースロンパスジェットa	読売新聞
武田薬品工業	アクテージAN錠	朝日新聞	ロート製薬	ロートV11	読売新聞
富山常備薬グループ	キミエホホワイト	読売新聞	ロート製薬	パンシロンキュア	日経新聞
富山常備薬グループ	キミエホホワイト	朝日新聞	大正製薬	ダマリン総合	読売新聞
救心製薬	救心	読売新聞	大正製薬	リポビタミンD	読売新聞
富山常備薬グループ	キミエホホワイト	読売新聞	大正製薬	リポビタミンD	読売新聞